神戸市行財政局契約監理課

本市工事請負契約にかかる契約保証金の取り扱い改正について(お知らせ)

記

請負金額 1,000 万円以上かつ工期 30 日以上の工事請負契約を対象に、請負金額(税込)の 3/100 以上(低入札価格調査を経た契約、特定調達契約は 10/100 以上)の契約保証金の納付、又はそれに代わる保証を求めていますが、この度、契約保証金の取り扱いを、下記のとおり改正いたしますので、お知らせいたします。

1. 対象となる契約

神戸市行財政局契約監理課が発注する工事請負契約のうち、令和7年4月1日以降に契約(変更契約を含む。)を締結する案件。

2. 当初契約時の取り扱い

| 納付·保証方法 | 納付·保証金額 | 保証期間 |
|-----------|---------------------------------|-----------------------|
| 現金 | 請負金額(税込)の 3/100 以上 | _ |
| 契約保証(前払金保 | (低入札価格調査を経た契約、 | 契約締結予定日から <u>工期末日</u> |
| 証事業会社) | 特定調達契約は 10/100 以上) | まで |
| 履行保証保険 | ・履行保証保険は、定額てん補特 | |
| 公共工事履行保証 | <u>約を付帯</u> すること。また、 <u>保険責</u> | |
| 銀行等保証 | 任の始期および終期に関する特 | |
| | <u>約を付帯しない</u> こと。 | |

※前払金保証事業会社の契約保証、履行保証保険、公共工事履行保証、銀行等保証は、<u>工期</u> 末に1か月を加えた期間の保証を不要とします。

3. 変更契約時の取り扱い

(1) 工期延長の場合

| 納付·保証方法 | 納付・保証手続 | 保証期間 |
|-----------|-------------------|-----------------------|
| 現金 | <u>不要</u> | _ |
| 契約保証(前払金保 | ・納付・保証方法が現金以外の場 | |
| 証事業会社) | 合は、各金融機関に異動を告知 | |
| 履行保証保険 | すること。 | |
| 公共工事履行保証 | <u>必要</u> | 変更契約後の <u>工期末日</u> まで |
| 銀行等保証 | ・変更契約日より 10 開庁日以内 | |
| | に変更後の証券・証書を提出す | |
| | ること。 | |

※前払金保証事業会社の契約保証、履行保証保険は、本市への証券・証書の提出は不要ですが、各金融機関への異動の告知は行ってください。

(2) 設計変更の場合

| | 納付・保証手続 | |
|-----------|--------------------|------------------|
| 納付·保証方法 | 請負金額2割超かつ 1,000 万円 | 請負金額2割以下または1,000 |
| | <u>以上</u> の増額 | 万円未満の増額 |
| 現金 | <u>必要</u> | <u>不要</u> |
| 契約保証(前払金保 | ・納付・保証金額は変更契約後の | ・納付・保証方法が現金以外の |
| 証事業会社) | 請負金額(税込)の 3/100 以上 | 場合は、各金融機関に異動を告 |
| 履行保証保険 | (低入札価格調査を経た契約、 | 知すること。 |
| 公共工事履行保証 | 特定調達契約は10/100以上)に | |
| 銀行等保証 | 達するまで。 | |
| | ・現金の場合は、変更契約日より | |
| | 10 開庁日以内に納付を行い、金 | |
| | 融機関の領収印がある納付書写 | |
| | しを提出すること。 | |
| | ・現金以外の場合は、変更契約日 | |
| | より 10 開庁日以内に変更後の証 | |
| | 券・証書を提出すること。 | |

- ※現金納付の場合は、本市で納付書を発行しますので、お申し出ください。
- ※工事完成前の精算変更契約は、金額によらず追加での納付・保証を不要とします。
- ※設計変更に伴い追加で納付・保証を行った場合は、以後、変更契約後の請負金額を基準に 2割超かつ1,000万円以上となった場合に追加の納付・保証を求めます。(下記例を参照)。

(例) 当初契約の請負金額が6,000万円の場合

- ・<u>第1回変更</u> 1,000 万円増額(変更後請負金額 7,000 万円) 当初契約の請負金額 2 割超の増額に該当しない。
 - ⇒ 追加の納付・保証は「不要」
- ・第2回変更 500 万円増額(変更後請負金額 7,500 万円)当初契約の請負金額2割超かつ1,000 万円以上の増額に該当する。
 - ⇒ 追加の納付・保証は「必要」
- ・<u>第3回変更</u> 1,200 万円増額(変更後請負金額 8,700 万円) 第2回変更契約後の請負金額2割超の増額に該当しない。
 - ⇒ 追加の納付・保証は「不要」
- ・<u>第4回変更</u> 1,000 万円増額(変更後請負金額 9,700 万円)※工事完成前の精算変更契約 工事完成前の精算変更契約のため、追加の納付・保証は「不要」

(問い合わせ先) 神戸市行財政局契約監理課 工事契約担当

TEL: 078-322-5147